

田子町人事行政の運営状況について

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の新規採用の状況(令和3年4月1日現在)

試験職種区分	令和2年度 新規採用者数	令和3年度 新規採用者数
大卒程度	3人	0人
高卒程度	1人	0人
栄養士	0人	0人
社会福祉士	0人	0人
看護師	0人	0人
保健師	0人	1人
社会人	0人	0人
その他	1人	1人
計	5人	2人

(2) 退職の状況(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

区分	定年退職	普通退職	計
退職者数	4人	2人	6人

(3) 部門別職員数の状況

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和2年	令和3年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	退職者不補充による職員数減 感染症対策のための人員強化
		総務企画	23	23	0	
		税 務	6	6	0	
		民 生	7	6	△ 1	
		衛 生	5	6	1	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	14	13	△ 1	
		商 工	4	3	△ 1	
	土 木	6	6	0		
		計	68	66	△ 2	
	教育部門	16	16	0		
	小 計	84	82	△ 2		
公営企業計等部門	病 院	11	9	△ 2	退職者不補充による職員数減	
	水 道	3	3	0		
	その他	23	21	△ 2	退職者不補充による職員数減	
	小 計	37	33	△ 4		
合 計		121	115	△ 6		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

(4) 一般行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前の構成比
1 級	主事	22人	29.3%	35.5%
2 級	主査	13人	17.3%	10.1%
3 級	主幹	10人	13.3%	13.9%
4 級	総括主幹、グループリーダー、 室長 等	17人	22.7%	29.1%
5 級	副参事、課長等	11人	14.7%	8.9%
6 級	参事	2人	2.7%	2.5%
	計	75人	100.0%	100.0%

(注) 1 田子町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (R3年4月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
2年度	5,222	5,182,684	127,848	718,709	13.9	14.9

(注) 人件費には、町長・教育長・議員・各種委員に支給される給料・報酬・共済費等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
2年度	84	262,715	45,826	98,232	406,773	4,843

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は31年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
田子町	40.5 歳	284,700 円	47.7 歳	260,100 円
国	43.0 歳	325,800 円	50.9 歳	286,900 円

3 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区分	給料月額等	退職手当(任期ごと)
給料	町長 763,000 円	763,000円×在職月数×45.5/100
	副町長 604,000 円	604,000円×在職月数×26.5/100
	教育長 556,000 円	556,000円×在職月数×22.5/100
報酬	議長 283,000 円	/
	副議長 240,000 円	
	議員 225,000 円	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(町長・副町長4年=48月 教育長3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間(標準的なもの)

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時15分	午後5時	正午～午後1時	7時間45分	38時間45分

(2) 年次有給休暇の取得状況(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

制度の概要	平均取得日数	年5日以上取得率
1年につき20日 ※付与された翌年に限り繰越可能(繰越最大20日)	10.6日	83.50%

(3) その他の休暇等の取得状況(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

病気休暇	育児休業
3人	3人

5 職員のサービスの状況

(1) 職務に専念する義務の免除

地方公務員法第35条の規定に基づき、職員は職務に専念する義務があります。しかし、地方公務員法第55条第8項の規定に基づく適法な交渉のほか、条例で定める①研修を受ける場合、②厚生に関する計画の実施に参加する場合、③その他任命権者が定める場合は職務に専念する義務が免除されます。

(1) 職務に専念する義務の免除

職員が営利企業等に従事する場合には、地方公務員法第38条の規定に基づき任命権者の許可を得る必要があります。この場合の許可基準は、①職員の占めている職と営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがない場合、②職務の遂行に支障がないと認める場合、③地方公務員の精神に反しないと認める場合の全てを満たしている必要があります。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

- (1)分限処分の状況(令和2年度) 1人
 (2)懲戒処分の状況(令和2年度) 0人

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)研修の状況

青森県自治研修所におけるもの		青森県自治研修所以外におけるもの	
・基本研修(新採用者)	1人	・東北自治研修所(中堅職員研修)	1人
・基本研修(主事・技師)	8人	・地域活性化センター	1人
・基本研修(主査)	1人	・田子町職員全体研修(新採用者等)	1人
・基本研修(主幹)	1人		
・基本研修(管理職入門)	2人		
・課長研修	1人		
・選択研修	4人		

(2)勤務成績の評定の状況

平成29年度から導入した人事評価制度(能力評価・業績評価)は、職務遂行の過程で見られた職員の意欲、能力及び勤務の実績等を的確に把握し評価することにより、職員の資質の向上を図り、また勤勉手当の支給、昇給昇格、人事異動の参考として活用しています。

① 能力評価	
・内容	職員に求められる能力評価基準に基づき、職務を遂行するにあたり発揮した能力と執務に対する姿勢・態度を評価
・評価期間	前年度の4月1日から3月31日の1年間
・評価結果の活用	4月1日の昇給に反映
② 業績評価	
・内容	職員が立てた個人目標及び個人目標以外の業務成果や業務取組課程等を評価
・評価期間	前期 4月1日～9月30日 後期 10月1日～3月31日
・評価結果の活用	前期 12月の勤勉手当に反映 後期 6月の勤勉手当に反映

8 職員の福祉制度の状況

(1)健康診断等の実施状況及び福利厚生状況

項目	概要	要	
共済制度	青森県市町村職員共済組合の制度による		
健康診断 (令和2年度)	定期健康診断(35歳を除く40歳未満)	33名	
	定期健康診断(35歳及び40歳以上)	19名 (特定健診)	
	人間ドック 日帰り(35歳以上)	61名	
	人間ドック 脳検診(45歳以上)	21名	
	がん検診 胃がん	15名	
	がん検診 大腸がん	19名	
互助会組織	名称	田子町職員互助会 きさらぎ会	
	加入者	常勤の職員(診療所等を除く)	常勤の職員 (診療所・老健・訪問看護)
	主たる事業	冠婚葬祭時の給付 地産地消事業等	冠婚葬祭時の給付 環境整備事業等
	主たる財源	会員会費	会員会費

(2)利益の保護の状況

令和2年度において、勤務条件に関する措置請求及び不利益処分に関する不服申立ては、いずれもありませんでした。